

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	四九	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四九三
○地籍調査の成果について認証した件二件	四九	○障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件	四九三
○土地改良区の定款の変更を認可した件	四九二	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	四九三
○保安林の指定を解除する件	四九二	○平成十九年度福島県病院局育休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件	四九三
○保安林の指定をする予定である件	四九二	福島県選挙管理委員会	
○道路の区域を変更する件	四九五	○福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程	四九五
○道路の供用を開始する件	四九五	○不在者投票のできる施設として指定した件	四九五

## 告 示

### 福島県告示第四百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年七月三日から同年十一月五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ダイユーエイト鹿島店 南相馬市鹿島区鹿島字北田八十一番ほか  
 二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 開店時刻午前九時三十分、閉店時刻午後八時  
 (変更後) 開店時刻午前九時、閉店時刻午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前九時から午後八時三十分  
 (変更後) 午前八時三十分から午後九時三十分

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 午前八時から午後六時  
 (変更後) 午前六時から午後十時

三 変更しようとする年月日  
 平成十九年六月三十日

四 届出年月日  
 平成十九年六月二十一日

五 届出をした者  
 株式会社ダイユーエイト

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百六十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称  
 いわき市

二 調査を行った者の名称  
 いわき市三和町差塩の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿  
 (農村整備領域農地管理グループ)

三 成果の名称  
 いわき市

四 調査を行った者の名称  
 いわき市

五 成果の名称  
 いわき市

六 調査を行った者の名称  
 いわき市

七 成果の名称  
 いわき市

八 調査を行った者の名称  
 いわき市

九 成果の名称  
 いわき市

福島県告示第四百六十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、いわき市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称  
 いわき市

二 調査を行った者の名称  
 いわき市

三 成果の名称  
 いわき市

いわき市川前町上桶売の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第四百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、館岩土地改良区から平成十九年五月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年六月二十五日認可した。  
平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第四百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南相馬市原町区下江井字川内一の一、五三、五四、字昼谷地一五の二、四八の二、六〇の二、一七三の三
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
土地改良事業用地とするため

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第四百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南会津郡南会津町宮里字糸沢二六〇五の一、二六〇六の一、二六一〇、字崩山三二の一、三二の一、二五〇六の一
- 二 指定の目的  
なだれの危険の防止
- 三 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第四百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成十九年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道柳津昭和線	河沼郡柳津町大字大成沢字ブナ山一〇四一番一地从先から同郡同町大字琵琶首字一ノ平一〇四八番一地从先まで	変更前	A 五・〇 B 二二・〇	二、五六〇・〇
		変更後	A 五・〇 B 九・五	二、〇六〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第四百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成十九年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道柳津昭和線	河沼郡柳津町大字大成沢字谷滝一三四番地先から	平成一九年

同 郡同 町大字琵琶百字一ノ平一〇四八番  
一地先まで  
七月三日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第三百七十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年六月二十六日
- 二 名称  
特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク
- 三 代表者の氏名  
鈴木 和隆
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市清水台二丁目一番十七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、心豊かな地域社会を市民の力で創造してゆぐため、福島県内で活動する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)、市民活動団体、ボランティア団体の活動を促進する支援活動などを行い、市民自らが考え行動してゆぐ活力ある社会づくりを行うことを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第三百八十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

相談事	須賀川市下	社会福	須賀川市下	平成一九年	相談支援	身体障害者
事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者

業所 A l m o n d	小山田字月夜田二〇三番地	社法人 福音会	小山田字月夜田二〇三番地	七月一日	知的障害者 障害児 精神障害者
愛恵地 域生活 相談セ ンター	石川郡石川町古館三二五番地	社会福 社法人 やまと 会	石川郡石川町古館三二二番二	平成一九年七月一日	相談支援 身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第三百八十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援 医療の種 類	指定する 診療科名	主として担 当する医師 又は歯科医 師
ものさと薬 局	福島市鎌田御飯家九七	平成一九年七月一日	育成医療 更正医療	調剤	
やぎた調剤薬 局	同 市八木田字 中島五六一	同	同	同	

(自立支援領域障がい者支援グループ)

福島県病院局

公告第4号

平成19年度福島県病院局有休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成19年7月3日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

1 試験を実施する職種

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第五十四号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年七月三日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

#### 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙における郵便等による在外投票の投票用紙等を発送する日）

第七条の二 在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）第二十三条第三号に規定する県委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第三十三条の二第一項の規定により行われる場合又は衆議院議員若しくは参議院議員の統一対象再選挙（同条第二項に規定する統一対象再選挙をいう。以下同じ。）若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

二 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第三十三条の二第二項の規定により行われる場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに定める日

- ア 九月十六日から翌年の三月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合 当該期間の直後の三月十六日

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職

2 登録予定人員

看護 30名程度

助産 3名程度

3 試験期日

平成19年8月12日（日）

4 受験申込受付期間

平成19年7月3日（火）から同年8月6日（月）まで

5 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局管理グループ（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）

（管理グループ）

イ 三月十六日からその年の九月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合 当該期間の直後の九月十六日

三 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第三十三条の二第二項又は第四項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期が終る日の六十日前の日に当たる日のいずれか遅い日

2 法第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第五項に規定する遅い方の事由」と、同項第二号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由」と、同項第三号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は第四項に規定する遅い方の事由」とする。  
第三十一号様式その二を次のように改める。  
その二（参議院比例代表選出議員の選挙用）

年 月 日執行	参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称等の掲示		
	〇〇市（町村）選挙管理委員会		
（ふりがな） 名簿登載者の氏名	（ふりがな） 略 称	（ふりがな） 名簿届出政党等 の名称	

備考一 名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第百七十五条第三項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うものとする。

二 「名簿登載者の氏名」の掲示の順序は、名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。

三 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとすること。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従つて、振り仮名を付すこと。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 福島県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成十九年六月二十五日次のとおり指定した。

平成十九年七月三日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
有料老人ホームプラセール日新	会津若松市日新町一〇番一〇号